

## 健康せたがやプラン（第二次）後期（案）について

### （付議の要旨）

健康せたがやプラン（第二次）（平成 24 年度～平成 33 年度）の改定にあたり、案をとりまとめたので報告する。

### 1 主旨

区は、世田谷区健康づくり推進条例、健康増進法、食育基本法等に基づき、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から 10 か年の総合保健計画「健康せたがやプラン（第二次）」を策定した。

プランは、計画期間の中間地点で評価・検証し、平成 29 年度から 5 か年の「健康せたがやプラン（第二次）後期」（以下、「後期プラン」という。）に改定することとしている。

このたび、素案に対する区民意見募集及び世田谷区健康づくり推進委員会の検討を踏まえ、計画の案をとりまとめたので報告する。

### 2 計画の概要

#### （1）位置付け

世田谷区健康づくり推進条例（第 11 条）に定める区の「健康づくり計画」とする。

健康増進法に定める「地方健康増進計画」及び食育基本法による「地方食育計画」としての位置づけを併せ持つものである。

#### （2）期間 平成 29 年度～33 年度（5 年間）

#### （3）案の概要

「健康せたがやプラン（第二次）後期」案の概要 <別紙 1> のとおり

「健康せたがやプラン（第二次）後期」案 <別紙 2> のとおり

#### （4）区民意見募集の結果

別紙 3 「健康せたがやプラン（第二次）後期（素案）」パブリックコメントの結果についてのとおり

### 3 素案からの主な変更点

#### （1）健康づくり運動「健康せたがやプラス 1」の具体的な取組み

区民等の意見聴取等を踏まえ、区民、事業者、区で働きかける取組みを整理し、具体的に示した。

#### （2）各施策の主な取組み

中間評価を踏まえ、後期プランにおける各施策の新規、拡充等の取組みを整

理し、具体的に示した。

(3) その他

区の特徴ある取組みを第2章にコラムとして掲載した。

第2章の「世田谷区民の健康状況の概要」で紹介したデータについて、第5章の資料編でグラフ等を掲載しているものは該当ページを掲載した。

用語集を追加した。

4 今後の予定

平成29年	2月	7日	福祉保健常任委員会(案)
	3月	末日	計画策定